

2020年5月4日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

永楽電気株式会社（代表取締役社長 畠山邦俊/東京都品川区、以下 永楽電気）は、5月4日政府より「緊急事態宣言の5月31日までの延長」が発出されたことを受け、永楽電気の全ての拠点における「原則在宅勤務」を5月31日まで延長することを決定いたしましたのでお知らせします。

関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象 永楽電気における全ての拠点（本社、京浜島事業所、仙台営業所、新潟営業所、大阪営業所、名古屋出張所）で勤務している者。

対策 原則在宅勤務（テレワーク）とする。

期間 2020年5月31日（日）までの間【予定】

<故障対応>

装置故障対応等、列車の運行に支障を来す事象に対する緊急対応は、従前の通り弊社提出の緊急連絡体制表にて可能な限り対応いたします。

本対策・対応等は5月4日時点の情報をもとに作成しております。状況変化により変更する場合があります。

以上